

神石高原町「企画提案型」
ネーミングライツパートナー
募集要項



神石高原町
JINSEKIKOGEN TOWN

令和7年9月1日

神石高原町総務課

1. はじめに

神石高原町では、合併以来多様な公共施設を整備し、行政サービスを提供することで地域住民福祉の向上を図ってきました。一方で、自主財源の乏しい本町においては、施設の維持管理に要する経費のねん出が負担となっており、新たな財源の確保が喫緊の課題となっています。

この要項は、本町が所有する公共施設等に対する命名権を民間事業者等に付与することにより、愛称が命名された当該施設の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに新たな自主財源の確保を図り、また、本町の公共施設マネジメントにより自由な形で民間事業者のアイデア・ノウハウを導入することを目的として、施設を特定とせず、民間事業者等からの企画提案を募集する方式（以下「企画提案型」という。）によるネーミングライツ事業について、必要な事項を定めるものです。

2. 募集概要

企画提案型によるネーミングライツ事業は、本町が所有する公共施設等の更なる利活用を図るため、本町に新たな財政負担を生じさせないことを前提に、民間事業者から独創的な提案を募集し、民間事業者が主体となって既存の公共施設の有効活用を行う提案を事業化することで、住民サービスの向上等に繋げる制度です。

本募集においては、町の所有する公共施設等（大きな施設のみでなく、道路・橋りょう、工作物、施設で実施される町主体のイベント等も含む）について、民間企業の豊かな発想力で、行政と民間の協働により施設の魅力を高めるものです。施設の選定や提供いただく対価、ご希望の特典など、**ネーミングライツパートナーになっていただく皆様のニーズに合った貢献のあり方をご提案**いただきます。本募集は、年間を通じ相談・応募を受け付けますので、応募いただく**皆様の業績向上やイメージアップにも寄与するような提案をお待ちしております。**

事業を検討されている場合には、まず、事前相談の申し込みをいただき、提案内容と提案施設がネーミングライツ事業実施に適しているか等の審査をし、実施可能と判断した場合には、正式に応募（本申請）いただき、ネーミングライツ事業審査委員会での事業審査を経て、随意契約を行います。（原則公募は行いませんが、広く募集することにより、複数の応募が見込まれると町が判断した場合は、施設特定型（公募）に移行することがあります。）

3. ネーミングライツ事業のメリット

(1) PR 効果

本町の施設等に命名した愛称が標示されることにより、本町が行う周知や広報活動、ネーミングライツパートナーが看板等を設置することで、幅広いPRが期待できます。また、ネーミングライツの対価の一部を自社サービス・自社製品の提供で実施することにより、更なるPRも期待できます。

(2) イメージアップ効果

地域貢献企業として、企業ブランドや商品価値のイメージアップにつながります。

4. 対象施設等

(1) 提案の対象

スポーツ施設、文化施設、公園、道路、橋りょう、その他施設等町の所有する公の施設（及びそれらの一部）、またそれらの施設で町が主催するイベント等です。ただし、役場庁舎、学校、病院、診療所、保育所、公営住宅等は含みません。また、次のいずれかに該当し、ネーミングライツ事業を実施することが不適當であると認められる施設は除きます。

- ・ネーミングライツ事業により、施設等の設置目的が妨げられるもの
- ・愛称を設定することで、町民生活へ混乱を招く恐れのあるもの
- ・公平性、中立性を損なうと誤解を受ける恐れがあるもの
- ・すでにネーミングライツ事業を実施しているもの

(2) 指定管理制度導入施設について

指定管理制度を導入している施設においては、調整が必要となる事項について、別途その指定管理者と事前協議が必要な場合があります。

5. 募集要件

(1) 応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格を有するものは、ネーミングパートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、法人格を有し、次の各号のいずれにも該当しない民間事業者とします。

- ア 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した事業者
- イ 国及び地方公共団体から指名停止措置等を受けている事業者
- ウ 国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納している事業者

- エ 神石高原町に納付すべき町税を滞納している事業者
- オ 神石高原町暴力団排除条例（平成23年神石高原町条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等と関係を有する事業者
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業等を営む事業者
- キ 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている事業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている事業者
- ケ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている事業者
- コ 町の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある事業者
- サ その他町長が適当でないと認める事業者

（2）愛称の条件および表記範囲

ア 愛称についての基本的な考え方

ネーミングライツパートナーが命名できる愛称は、施設の一般的な呼称であり、本町が条例等で定めている施設名称を変更するものではありません。また、「親しみやすさ」や「呼びやすさ」等、町民や利用者の理解を得られるような愛称としてください。

イ 愛称の条件

- ① 愛称は、原則として25文字以内としてください。
- ② 愛称は、神石高原町広告掲載要綱（平成19年神石高原町告示第118号）及び広告掲載要綱に係る運用基準（平成31年神石高原町告示第15号）の規定を順守してください。
- ③ 愛称は、商標権等の侵害とならないよう、事前にご確認ください。
- ④ 利用者等の混乱を避けるため、契約期間中は特別な場合を除き、愛称の変更はできません。
- ⑤ 複数企業から共同で1つの愛称を指定し、事業提案することも「可」としますが、その際は代表企業を設定して、責任の所在を明確にしてください。

(3) 契約期間

原則として、3年以上10年以内で提案してください。

(4) ネーミングライツの対価

ネーミングライツの対価は、金銭または施設等で利用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供等によるものとし、その両方を組み合わせて提案することも可能です。

※ 契約初年度の期間が1年に満たない場合は、年額を日割計算した額とします。なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。また、契約期間中に消費税等の税率が改訂された場合は、提案金額に改定後の税率を乗じた額を町に納付することになります。

(5) 愛称付与に伴う費用の負担区分

ア 町の費用負担

町ホームページ、広報誌等の表記に係る経費の負担をします。

イ ネーミングライツパートナーの費用負担

アで定める町の費用負担以外の経費については、原則としてネーミングライツパートナーの負担とします。

具体的には、施設名称の標示（表示サイン及び看板等）を愛称に変更することに伴う経費や新たな標示を設置する費用、これらの愛称使用期間における維持修繕に要する経費及びこれらの愛称使用期間の終了に伴う原状回復に要する経費等です。

また、表示の設置個所については、別途協議することとします。

※ 表示サイン及び看板等の大きさやデザイン等は、広島県屋外広告物条例(昭和24年広島県条例第72号)の規定を遵守してください。

(6) ネーミングライツパートナーの特典（基本）

ア ネーミングライツパートナー及び愛称の決定について、町のホームページや広報紙等で公表します。

イ 町は、愛称の使用に努めるとともに、関係機関等の協力を得て、その呼称が印刷物等へ表示されるよう努力します。

※ 利用者の混乱を避けるため、必要に応じて条例上の施設名と愛称を併記する場合があります。

（７）リスク分担

ネーミングライツパートナーの施工に起因する看板の落下等により第三者に損害を生じさせた場合や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の賠償責任は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

６．応募方法等

（１）事前相談

企画提案型によるネーミングライツ事業の実施を検討される場合には、事前相談を行いますので、応募前にネーミングライツ事業事前相談申込書（様式第１号）をご提出ください。

企画提案型によるネーミングライツ事業は、対象施設を限定しないことにより、提案の自由度を高める手法ですが、施設の中にはネーミングライツ事業実施に適さないものもあります。この事前相談を行うことで、各種調整を行いスムーズな事業実施を図ることを目的としておりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

（２）応募方法

ア 応募期間

随時、申し込みを受け付けます。※必ず事前相談を行ってください。

イ 受付方法及び提出先

事前相談後にお示しします。

※ 事前相談後に辞退いただくことも可能です。

ウ 提出書類

- ①ネーミングライツ事業申込書（様式第３号）
- ②誓約書（様式第４号）
- ③応募者の概要を記載した書類（会社案内、パンフレット等）
- ④定款その他これに類する書類
- ⑤印鑑証明書
- ⑥応募者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑦最新年度の事業計画書（任意様式）
- ⑧直近１年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表）
及び事業報告書
- ⑨国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑩神石高原町に納付すべき町税の納税証明書（該当がある場合のみ）

エ 注意事項

事業の成否にかかわらず、応募、事前相談・調整及び契約に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

提出いただきました書類等は返却できませんのでご了承ください。

また、神石高原町情報公開条例に基づき開示することがあります。

7. 選定方法（審査の流れ）

企画提案型によるネーミングライツ事業の選定は、次のとおり行います。

（１）事前相談の申込

事業実施の検討をされる際は、申込内容等の確認が必要となるため、必ず本町との事前相談を行ってください。

※ 事前相談を行ったからといって、必ず応募しなければならないものではありません。気軽にご相談ください。

（２）事業申込書の提出

事前相談後、ネーミングライツ事業事前相談回答書（様式第2号）により結果を通知します。愛称の導入が可能であった場合には、後続の手続きについて、併せてご案内しますので、必要書類をご提出ください。

（３）審査等

まず、提出された書類等から募集要項にあった内容となっているか確認を行います。応募資格を満たしていない場合には失格とします。

その後、ネーミングライツ事業審査委員会により神石高原町ネーミングライツ事業実施要綱（令和7年神石高原町告示第22号）に基づき、審査及び評価を行い、ネーミングライツパートナー候補者を選定します。

ネーミングライツ事業審査委員会の報告をもとにネーミングライツパートナーを町長が決定します。

（４）審査基準

別表のとおり

（５）審査結果の通知

応募に対する審査結果は、すべての申込者へ通知します。

8. 契約の締結及び解除

(1) 契約の締結

ネーミングライツ事業を実施するにあたり、必要な調整や契約手続き等を行い、ネーミングライツパートナーと契約を締結します。

(2) 契約締結の公表

ネーミングライツパートナー及び愛称の決定について、プレス発表を行うとともに、町のホームページや広報紙等で公表します。

(3) 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツパートナーが応募資格を喪失した場合、又は信用失墜行為により本施設のイメージが損なわれるおそれがある場合などには、契約満了を待たずに契約を解除する場合があります。ただし、その場合、町は、すでに納入したネーミングライツの対価の返還や、契約の解除に伴う損失等にかかる補償は一切行いません。

9. 募集に関するお問い合わせ先

神石高原町総務課行政改革推進係

TEL：(0847) 89-3330

FAX：(0847) 85-3394

E-Mail：jk-soumu@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

※ 施設に関する内容は、各施設を所管する担当課へお繋ぎします。

別表

評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
ネーミング ライツ の対価		・応募者中、応募金額（年額）が最高であるものを1位とし、50点を付与する。 ・他の応募者の得点は、最高応募金額を用いて、次の式により算出する。（少数第1位以下を四捨五入） ・応募者が1者のみの場合で応募金額が町希望額未満の場合は、最高応募金額を町希望額に読み替える。 ・（式）50点×応募金額／最高応募金額	50
委員評価項目	地域貢献度	町内に本店、支店又は営業所等を有するか ・審査基準はA～Cの3段階評価とする。※1	10
		町内での活動実績 ・審査基準はA～Eの5段階評価とする。※2	10
	愛称の適否	町民が親しみやすい愛称か ・審査基準はA～Eの5段階評価とする。※2	10
		施設の利用目的に照らして適当か ・審査基準はA～Eの5段階評価とする。※2	10
	経営の安定性	財務状況から見て経営は安定しているか ・審査基準はA～Eの5段階評価とする。※2	10
合計			100

※1 A（本社所在）：10点、B（支店等所在）：5点、C（活動拠点なし）：0点

※2 A（非常に優れている）：10点、B（優れている）：8点、C（標準的）：6点、D（やや劣る）：4点、E（劣る）：2点

- ・ネーミングライツ対価評価項目と委員評価項目の合計点が多いものを候補者とする。
- ・委員評価項目については、各委員の評点を平均し、委員平均評点を算出する（小数点以下第2位四捨五入）。
- ・合計点数が同点であった場合は、委員会で協議して候補者を決定する。
- ・応募者が1者のみ場合には、評価結果をもとに委員会で協議して候補者とするかを決定する。